

本 9 月定例会議もどうぞよろしくお願いいたします。

平成 26 年 7 月に知事に就任させていただき、早 3 年が経過し、4 年目に入っております。

この間、「滋賀県基本構想」や「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、防災減災対策をはじめ、子育て支援や、琵琶湖の保全・再生など、本県が直面する様々な課題の解決に向け取り組みを進めてまいりました。

今後は、とりわけ 4 つの課題への対応が重要であると考えております。

1 点目が、人口減少社会の到来など「歴史的課題への対応」、2 点目が、長寿、高齢社会における「介護、医療などに関する問題への対応」、3 点目が、国体を含め、これから先を見通して行う「大規模事業への着実な対応」、4 点目として、水草やオオバナミズキンバイ、アユなどの琵琶湖の課題への対応であります。

これら課題への取り組みを着実に進めるとともに、課題は同時に、可能性であるとの認識のもと、前向きに県民の皆様との協働をつくり、基本構想に掲げる「新しい豊かさ」の実感、そして、具現化を目指してまいります。

引き続き緊張感と使命感をもって臨んでまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、先月到来いたしました台風 5 号や、今週到来した台風 18 号では、一部の地域で人的被害がありましたほか、家屋の損壊など、九州地方から北海道地方にかけて非常に広い範囲で被害が発生いたしました。

今回の災害により亡くなられた方々とそのご遺族に対しまして、心より哀悼の誠を捧げますとともに、負傷された方々や被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

本県におきましては、台風５号では、長浜市余呉町柳ヶ瀬や米原市朝日で２４時間雨量が観測史上最多を記録し、長浜市では、姉川の氾濫により床上浸水１棟、床下浸水１５棟などの被害が生じました。

その他の地域におきましても、道路や河川等の施設に被害が生じたことから、速やかに応急的な措置を講じ、県民の皆様の安全確保に努めたところです。

また、台風１８号では、突風による建物やビニールハウスへの被害が報告されているほか、河川等の工作物などへの被害について、現在、調査を行っているところであります。

台風５号に係る対応についての検証結果を踏まえ、台風１８号への対応では、河川の水位や水防対策上、重要な箇所の情報について、市町や県民の皆様に、きめ細かな情報の発信を行うなど、前回の教訓を生かした対応に努めました。

今後も、台風の到来が想定されるところでありますことから、こうした県民の皆様の安全・安心につながる、確実な情報共有については、特に意を用いてまいります。

また、８月２７日および９月１０日には、湖南地域において、市や防災関係機関等との連携のもと、総合防災訓練を実施いたしました。

毎年、全国各地で豪雨による災害が発生しており、また、地震もいつどこで起こるかわからない状況の中で、これまでの災害の教訓を生かし、

訓練を積み重ねながら、災害対策に万全を期してまいります。

それでは、９月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、補正予算案について、申し上げます。

先ほども触れました台風５号関連の経費につきましては、補正予算案第４号として取りまとめておりますが、河川・道路等の土木施設や農地・農業用施設などの復旧に要する経費のほか、湖岸に漂着した水草等を処分するための経費、さらには、今後の台風災害に備えるための経費など、総額１２億１，６５７万６千円の増額予算を計上しております。

また、これら台風５号関連の経費以外に、当初予算成立後の諸情勢の変化や国庫補助負担金の内定状況などを踏まえた所要の経費につきまして、補正予算案第３号として、提案させていただいております。

一般会計における主な事業について申し上げますと、昨年来、大きな課題となっておりますアユの不漁に関しまして、プランクトンなどの餌環境も含めた広い視野からの原因解明のための調査経費を計上いたしております。

先の６月定例会議におきまして予算を議決いただきました人工河川への産卵用親アユの追加放流につきましては、８月２３日から９月６日にかけて１８トン放流し、順次、産卵・ふ化しておりますが、今後についても、引き続き順調にアユが琵琶湖へ流れ下れるよう、万全を期してまいります。

また、次のシーズンにおけるアユ資源の確保につきましては、依然、予断を許さない状況にありますことから、今回の調査結果も有効に活用し、次年度以降の対策に生かしてまいりたいと考えております。

このほか、今回の補正予算におきましては、ビワイチのさらなる環境整備を進めるため、地方創生交付金を活用し、湖岸緑地公園内の園路整備や、ルートや休憩所等の案内標識を設置するための経費を計上しております。

ビワイチにつきましては、平成32年度の体験者数15万人という当面の目標に向けまして、走行環境をはじめとする受入環境整備など、さらなる利便性の向上と、国内外に対する幅広い情報発信に努めてまいります。

さらに、国庫補助負担金の内定を踏まえた土地改良公共事業の経費の増額なども含めまして、一般会計では総額1億9,434万2千円の増額補正を行おうとするものでございます。

また、企業会計におきましては、病院事業会計について、国の地方創生推進交付金の採択結果を受けて、1,140万円の減額補正を行おうとするものでございます。

次に、本県と世界との関わりについて申し上げます。

今月9日、本県と米国ミシガン州との姉妹提携50周年記念事業として、スナイダー知事のほか、駐大阪神戸アメリカ総領事など多くの皆様をお招きし、記念式典とレセプションを開催いたしました。

この中では、たいへん長きに渡る、そして幅広い交流の歴史に思いを

はせながら、今後、若者の交流、文化スポーツの交流、そして経済交流など、さらにすそ野を広げ、60年、70年、そして、100年の歴史をともに歩んでいくことを、スナイダー知事とも確認したところでございます。

これを契機に、県民の皆さんを含め県全体で、これまでの交流の成果をしっかりと共有し、次の50年に向けて、何ができるのかを考え、両県州の交流のさらなる深化、発展につなげてまいりたいと存じます。

また、去る8月には、台湾・台南市から、当時は市長であられ、その後、9月8日に台湾の行政院長に就任された頼清徳氏をはじめとする訪問団に御来県いただき、観光分野等での交流の可能性について意見交換を行いました。

このほか、今月13日、香港貿易発展局のマーガレット・フォン総裁が御来県された際には、経済分野での相互協力について、意見交換を行いました。

友好交流35周年を迎える中国湖南省に加え、アジア経済の大きな拠点である香港との連携についても、今後、検討してまいります。

また、本年7月に開設されました、海外に豊富なネットワークを持つ独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の貿易情報センターにつきましても、開設以降、相談件数は堅調に推移し、「世界との窓口」として、徐々に認知されつつあると実感しております。

先月30日には、県、ジェトロ、市町、関係団体、金融機関等で、意欲ある企業等の海外展開をオール滋賀で支援する体制を構築いたしました。

今後、企業等の国際展開や農畜水産物の輸出などの取組を促進してまいります。

これからも、世界との関わりの中で滋賀の魅力をしっかりと発信していくとともに、文化芸術や経済といった多岐に及ぶ分野において、グローバルな視点を持って、滋賀が世界と共に発展していけるよう努めてまいります。

次に、新生美術館整備について、申し上げます。

新生美術館整備につきましては、「神と仏の美」、「近代・現代美術」、「アール・ブリュット」を柱に、滋賀ならではの美の魅力を発信する「美の滋賀」の拠点・入り口として、平成32年3月の開館をめざして、議員各位のご理解とご協力もいただきながら整備を進めているところです。

とりわけ、本年2月定例会議における「新生美術館の整備に関する決議」につきましては、大変重く受け止め、決議にある6つの項目をはじめ、様々な課題につきましても、しっかりと説明責任を果たしながら取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中、8月28日に行いました「近代美術館増築その他工事」の入札につきましては、2者の共同企業体から応札があったものの、いずれも予定価格を超過し、入札不落という結果となりました。大変残念であり、私自身、この結果を真摯に受け止めているところです。

入札不落の要因につきまして、主に、近年の技能労働者不足の状況下における施工単価の上昇や、美術館特有の特殊な製作品を使用するといった積算単価にかい離が生じやすい要素が多く含まれていたことなど

から、設計価格と入札参加業者の見積価格に差が生じていたことによるものと分析しております。

こうした分析結果も踏まえながら、再入札に向けて、今後の対応策を速やかに検討してまいりたいと考えております。

なお、この工事案件につきましては、一般競争入札総合評価方式（WTO標準型）であり、公告から開札までの期間が約3か月必要となることなどを踏まえますと、新生美術館の開館時期につきましては、目標としていた平成32年3月の開館は困難な状況となりました。

今後、可能な限りの早期の開館をめざして、取り組んでまいりたいと考えております。

開館を待ち望んでいただいている県民の皆様や関係の方々にお詫び申し上げますとともに、引き続き、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

次に、情報発信拠点「ここ滋賀」について、申し上げます。

10月29日の「ここ滋賀」開設まで、1か月あまりとなりました。

滋賀の価値、魅力を全国の皆様にしっかり発信できるよう、運営事業者はもちろんのこと、県内市町や関係団体、事業者等の皆様と連携を図りながら、最終段階の準備調整を進めているところでございます。

具体的には、「近江の食」、「琵琶湖の恵み」などの月間テーマを設定しながら企画催事を計画し、滋賀を体感できる多様なイベントを展開いたします。

1 階では、「ココクール マザーレイク・セレクション」に選定された商品など、滋賀県の特徴ある商品を、231の事業者から1,141アイテムを取り揃えることとしており、2階では、近江牛と発酵をテーマに、滋賀の食材をふんだんに使った本格的な和食ダイニングでお客様をおもてなしいたします。

開設後は、滋賀の高い文化性や、世界に通用するモノづくり、滋味溢れる食など、滋賀の上質な魅力を、国内外の皆さまに、効果的に発信してまいります。

また、滋賀県らしさを来館者に感じていただけるよう、内装整備についても、琵琶湖のヨシ群落をイメージした天井意匠をあしらうほか、カウンターや椅子、食器などで県産材や信楽焼などを使用することとしております。

さらに、開設に向けた準備とあわせ、東京・日本橋を中心にイベントや祭りに参加するなど、「ここ滋賀」が地域に定着するためのPR活動も展開しているところでございます。

こうした取組により、文字通り「ここに滋賀あり」と大勢の方々に集まっていただけるよう、また、滋賀・びわ湖ブランドの発信拠点として最大限活用し、「全国・世界から選ばれる滋賀」へ飛躍できるよう、全庁一丸となって、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全国植樹祭の内定について、申し上げます。

先月9日、公益社団法人国土緑化推進機構の理事会におきまして、平成33年に開催される第72回全国植樹祭の開催地に滋賀県が内定いたしました。



本県での開催は、昭和 5 0 年に栗東市で第 2 6 回大会を開催して以来 4 6 年ぶりとなります。

この全国植樹祭は、国土緑化運動の中心のかつ全国的な行事として、天皇、皇后両陛下によるお手植え、お手まきを初め、県内外の招待者による植樹や緑化コンクール等の表彰などを行う、国民的行事であります。

今回の開催を契機に、「しがの林業成長産業化」に向けた様々な取組を多くの方々に発信するとともに、「琵琶湖保全再生法」に基づく森林の整備・保全に対する理解と共感を広げ、県民総ぐるみの取り組みとなるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

先ほどご説明申し上げましたとおり、議第 9 1 号および議第 1 1 9 号は、一般会計の補正予算でございまして、総額 1 4 億 1 , 0 9 1 万 8 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第 9 2 号は、病院事業会計の補正予算でございまして、1 , 1 4 0 万円の減額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 9 3 号は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に定める特定事業を実施する民間事業者の選定等については、外部有識者等による調査審議を経ることが必要であることから、新

たに滋賀県県民生活部 PFI 事業者等選定委員会を設置するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 9 4 号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、地方公務員の育児休業制度について国家公務員に準じた制度改正が行われたこと等から、改正を行おうとするものでございます。

議第 9 5 号は、旅行業法等の一部改正に伴い、手数料の追加等を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 9 6 号は、情報発信拠点「ここ滋賀」の開設に伴い、滋賀県観光物産情報センターを廃止するため、滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例を廃止しようとするものです。

議第 9 7 号は、土地改良法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 9 8 号は、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの駐車場について、終日の入出場を可能にするため、改正を行おうとするものでございます。

議第 9 9 号は、滋賀県立成人病センターの名称について、その機能に即した名称に変更するため、改正を行おうとするものでございます。

議第 1 0 0 号は、独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

議第 1 0 1 号は、本県警察職員が東日本大震災以外の特定大規模災害等の災害応急等作業に従事した場合における特殊勤務手当の支給に関する特例を定めるほか、避難指示区域の見直しに伴う所要の規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第１０２号から１０５号までは、一般会計および各特別会計、ならびに病院事業会計など、公営企業３会計の平成２８年度決算につきまして、認定を求めようとするものでございます。

議第１０６号から１０８号までは、契約の締結について、

議第１０９号から１１３号までは、権利放棄について、

議第１１４号は、損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることについて

議第１１５号から１１７号までは、平成２９年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第１１８号は、公立大学法人滋賀県立大学に係る中期目標を定めることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。